

5辰第836号
令和5年8月21日

辰野町長 武居 保男 様

辰野町監査委員 中村 文昭

辰野町監査委員 小澤 睦美

平成24年度から令和3年度決算に基づく健全化判断比率の
修正に係る再審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により再審査に付された、健全化判断比率及びその基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

平成 24 年度から令和 3 年度決算に基づく 健全化判断比率の修正に係る再審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

再審査に付された平成 24 年度から令和 3 年度の健全化判断比率
上記の算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の日時

令和 5 年 8 月 1 8 日

3 審査の場所

辰野町役場会議室

4 審査の手続

この審査にあたっては、町長から提出された、再審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

いずれも適正に作成されているものと認められた。

修正後の健全化判断比率は次のとおりである。

決算年度	実質公債費比率		将来負担比率	
	修正前	修正後	修正前	修正後
平成 23 年度	11.9	修正なし	45.9	修正なし
平成 24 年度	10.3	修正なし	49.1	49.0
平成 25 年度	9.3	9.2	38.4	37.9
平成 26 年度	8.4	修正なし	39.1	38.6
平成 27 年度	8.1	修正なし	41.6	41.4
平成 28 年度	8.5	修正なし	24.6	24.4
平成 29 年度	8.8	修正なし	15.3	14.6
平成 30 年度	8.9	修正なし	12.8	11.8
令和元年度	8.7	修正なし	21.4	19.8
令和 2 年度	8.2	8.1	13.7	12.6
令和 3 年度	7.5	7.4	5.6	4.1

修正された実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準より下回っていることから、特に指摘すべき事項はない。